

第1編 総規 / 第2章 選挙、直接請求 /
第1節 選挙 / 第1款 通則

○公職選挙法施行令の規定による不在者
投票を行うことができる施設の指定

昭和38年10月11日選挙管理委員会告示
第37号

目 次

標題
発令
改正沿革
本則

公職選挙法施行令の規定による不在者投票
を行うことができる
施設の指定

印刷モード

終了